

地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要領

制定 令和8年3月31日

第1 趣旨

地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金の交付については、地域課題解決型再生可能エネルギー導入推進事業費補助金交付要綱（制定：令和8年静岡県告示第711号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 定義

- 1 要綱第2(3)カの森林組合等は、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会とする。
- 2 要綱第2(3)キの協同組合等は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号に規定する組合等、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する労働者協同組合及び消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合とする。

第3 補助の対象及び交付の条件

1 補助対象事業者

補助対象事業者は、民間の企業等及び非営利団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に工場又は事務所その他の事業場（以下「事業所」という。）を有すること
- (2) 県税の滞納がないこと
- (3) 役職員も含め、暴力団等の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- (4) 政治活動及び宗教活動を主な目的としていないこと
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営む者でないこと
- (6) その他知事が不相当と認める者でないこと

2 交付の対象設備等

交付の対象設備等は、別表に掲げるものとする。

3 交付の条件

- (1) 補助対象事業者は、交付の対象設備等の導入について、導入候補地の存する市町からの理解、協力を得ていることを要する。
- (2) 国又は市町が当該事業に係る経費について、全部又は一部を補助する事業の場合は、国又は市町からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

第4 交付の申請

- (1) 要綱第4(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 事業者の概要（要領様式第1号）
- イ 市町からの推薦状（要領様式第1-2号）
- ウ 事業費用の配分（要領様式第2号）
- エ 事業の概要（共通）（要領様式第3号）
- オ 事業の概要（可能性調査事業又は設備導入事業）（要領様式第4号）
- カ 会社のパンフレット、団体の活動報告

- キ 登記事項証明書
- ク 団体の定款、寄付行為又は規約
- ケ 過去3年分の決算書
- コ 納税証明書（県税）
- サ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書等）

(2) 要綱第4(2)の提出期限は5月15日(土曜・日曜日、祝日にあたる場合はその直前の平日まで)とする。
ただし、予算の範囲内において、必要に応じ追加募集を行うことがある。

第5 採択

(1) 審査

交付の申請を受け、事業内容、事業計画等について審査を行うものとし、必要に応じ、学識経験者、関係分野の専門家等により構成する審査会を開催する。

(2) 採択優先順位

審査会では、ヒアリングによる審査を行い、採択に関する優先順位を決定する。

第6 実績報告

要綱第7(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 支出明細表（要領様式第5号）
- イ 入札又は見積結果表（要領様式第6号）
- ウ 取得財産等管理台帳（要領様式第7号）
- エ 検査記録
- オ 許認可、権利関係書類
- カ 他の補助金の実績報告書及び確定通知書
- キ 今後の事業実施体制の資料
- ク 事業費の根拠となる資料（入札書又は見積書、契約書又は注文書・請書、請求書、領収書等）
- ケ 事業の成果資料（調査結果報告書又は設計書・完成図面等）

第7 状況報告

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度以降の3年間の期間について、1年ごとに状況報告を行う。状況報告の対象年度の翌年度の5月末日までに、次の書類を提出する。

- ア 事業達成状況報告書（要領様式第8号）（可能性調査事業）
- イ 設備利用状況報告書（要領様式第9号）（設備導入事業）

第8 その他の指示事項等

(1) 契約方法

交付の決定を受けた事業者が、補助事業に係る契約を締結する場合において、執行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。競争入札によりがたい場合は、2社以上の相見積によるなど価格の妥当性について根拠を明確にするべきこと。

(2) 事業期間

補助事業を着手した日の属する年度中（当該年度の3月31日まで）に完了すること。

附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

(1)再生可能エネルギー発電等設備

種別	要件等
太陽光発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）の IEC PV FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。</p> <p>②再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。</p> <p>特に、次の a～l をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>a 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>b 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>c 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>d 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>e 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>f 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>g 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>h 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p>

	<p>i 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>j 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>k 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>l 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p>
風力発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。</p> <p>②交付決定前に周辺住民の了解を得ていること。環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。</p>
バイオマス発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①バイオマス依存率※1が60%以上であること。</p> <p>②森林・林業交付金交付要綱に基づく交付金を活用する設備は対象外とする。</p> <p>③原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。</p>
水力発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。</p> <p>②交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。</p>

<p>地熱発電 (温泉熱発電)</p>	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①温泉の熱を用いて発電を行う設備であること。</p> <p>②温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。</p> <p>③温泉施設は、温泉法第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>④利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p> <p>⑤発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。</p>
<p>蓄電池</p>	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①補助対象事業で導入する太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、又は水力発電設備の付帯設備であること。</p> <p>②原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>③家庭用蓄電池（20kwh 未満）の場合、a～f の全てを満たすこと。</p> <p>a 蓄電池パッケージ</p> <p>(a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>b 性能表示基準</p> <p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>(a) 初期実効容量</p> <p>製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）</p> <p>(b) 定格出力</p> <p>定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW</p>

のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

(i) 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

(ii) 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

c 蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2 又は IEC 62619 の規格を満足すること。

d 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会

が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

e 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

	<p>(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>f 保証期間</p> <p>(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p> <p>④業務用蓄電池（20kWh 以上）の場合、火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p>
水素関連設備	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①補助対象事業で導入する太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、又は水力発電設備の付帯設備であること。</p> <p>②二酸化炭素排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。</p> <p>③二酸化炭素の排出削減を図ることができる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。</p>
エネルギーマネジメントシステム	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①補助対象事業で導入する太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、水力発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の付帯設備であること。</p> <p>②次の a 又は b のいずれかを満たすこと。</p> <p>a 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>b システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。</p>

※1 バイオマス依存率は、次の算出式により計算すること。

$$[\text{算出式}] \quad \frac{\text{バイオマスの発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

(2) 再生可能エネルギー熱利用設備

種別	要件等
太陽熱利用	太陽集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。
バイオマス熱利用	次の全ての要件を満たすものとする。 ①バイオマス依存率※1 が 60%以上であること。 ②森林・林業交付金交付要綱に基づく交付金を活用する設備は対象外とする。
地中熱利用※2	暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。
温泉熱（温泉付随ガスを含む）利用	次の全ての要件を満たすものとする。 ①温泉を熱源とする設備であること。 ②温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法同条の適用を受けない施設においては、この限りでない。 ③利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。

※2 昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用すること。